【資料４】

本会から提出した各種意見・要望（令和８年）

「質の高い障害福祉サービスの維持・向上に向けて（要望）」
（令和８年３月５日）
（厚生労働大臣 上野 賢一郎 様）
・・・・・・・・・・・・・・1

「今後の障害児入所施設の在り方に関する意見・要望」
（令和８年３月６日）
（こども家庭庁 支援局 障害児支援課 課長 今泉 愛 様）
・・・・・・・・・・・・・・3

「障害福祉従事者の処遇改善及び物価高騰対策に関する要望」
（令和８年５月 19 日）
（自由民主党 政務調査会 障害児者問題調査会 会長 髙鳥 修一 様）
・・・・・・・・・・・・・・6

「障害福祉従事者の処遇改善及び令和9年度報酬改定に関する要望」
（令和８年 10 月１日）
（社会福祉推進議員連盟 会長 加藤 勝信 様）
・・・・・・・・・・・・・・8

「障害福祉従事者の処遇改善及び令和９年度報酬改定に関する要望」
（令和８年 10 月 19 日）
（自由民主党 政務調査会 障害児者政策調査会 会長 髙鳥 修一 様）
・・・・・・・・・・・・・・11

「予算・税制並びに障害福祉政策等に関する要望」
(令和８年 10 月 26 日)
（自由民主党 組織運動本部 厚生関係団体委員会委員長 安藤 たかお 様
政務調査会 厚生労働部会長 二木 博文 様）
・・・・・・・・・・・・・・15

令和８年３月５日

厚生労働大臣
上野　賢一郎　様

公益財団法人　日本知的障害者福祉協会
会　　長　　樋　口　幸　雄

質の高い障害福祉サービスの維持・向上に向けて（要望）

日頃より、障害福祉の増進にご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

昨年 12 月に成立した令和７年度補正予算においては、障害福祉人材の処遇改善の拡充として幅広く月１万円の賃上げ予算を計上いただきましたこと、さらに令和８年度においても、処遇改善加算の拡充として、障害福祉人材については幅広く月１万円の賃上げと生産性向上等に取り組む事業所の福祉職員に月３千円の上乗せをいただき、重ねて御礼申し上げます。

しかしながら、全産業平均賃金と比較すると未だ不十分であり、生産年齢人口の減少と企業の賃上げ基調が見込まれる中、障害福祉の現場では、全産業と遜色ない賃金水準への早急な引き上げが不可欠となっています。

また、長引く物価高騰は、所得の少ない障害のある人の暮らしに大きな影響を与えています。

このような状況の中、障害福祉サービスの維持・向上に向けて次のとおり要望いたしますので、特段のご配慮をお願い申し上げます。

1. 障害福祉分野と全産業平均の賃金水準の格差を是正するための早急な予算措置をお願いいたします。

○　令和６年度の障害福祉分野の賃金水準（月額 30.8 万円）は、全産業平均（月額 38.6 万円）と比べ、月額 7.8 万円程度低い水準にあります。さらに、令和７年度の全産業（春闘）の賃上げ率は昨年度（5.1%）を超える 5.25%であり、令和７年度の人事院勧告は定期昇給分にベースアップ分を加えたモデル試算では 5.1%の給与改善となりました。

一方、本会を含む障害福祉関係８団体で９月末に実施した調査結果によれば、障害福祉分野の賃上げ額は 9,643 円、賃上げ率は 3.81%と、令和６年度の賃上げ率（3.93%）を下回っており、全産業平均との賃金水準の格差がますます拡大していることから、障害福祉分野と全産業との賃金格差を是正するための早急な予算措置をお願いいたします。

2. 物価や人件費の上昇が毎年報酬に反映される仕組み（賃金スライド制・物価スライド制）としていただくようお願いいたします。

○　障害福祉サービスの報酬改定は３年に一度の周期で行われていますが、昨今の大幅な賃上げ基調と更なる物価高騰が今後も想定される中、現行の改定周期では全産業との格差

は拡大する一方です。ついては、物価や人件費の上昇が毎年、障害福祉サービス等報酬に反映される仕組み（全産業の賃上げ率や人事院勧告、物価指数等に連動する仕組み＝物価スライド制・賃金スライド制）としていただくようお願いいたします。

3. 障害のある人が安心して暮らす環境を守り、安心・安全かつ質の高い障害福祉サービスの提供を継続するため、物価高騰対策に係る財政支援の拡充をお願いいたします。

○ 物価高騰の中、障害のある人が安心して暮らすことができるよう、障害者支援施設における食費等の基準費用額並びに補足給付額の引上げと、通所事業所における食事提供体制加算額の引上げをお願いいたします。

○ 安心・安全かつ質の高い障害福祉サービスの提供を継続し、障害のある人が安心して暮らす環境を守るため、物価高騰に対する障害福祉サービス事業所等の負担軽減のための予算措置をお願いいたします。

4. 障害のある人の地域での暮らしを守るため、グループホームの事業所指定の適正化・厳格化をお願いいたします。

○ 昨今グループホームの数が急増しており、「利益追求」を至上命題とした事業所が次々と参入することで、専門性の不足や支援の質の低下が懸念されています。グループホームの質を担保し、事業の透明性を確保するためには、新規事業所の指定の適正化、厳格化、監査・運営（実地）指導の一層の徹底、体制強化、またはそれに代わる仕組みの導入等が必要です。

○ グループホームに対する総量規制の導入案がパブリックコメントに掛けられていますが、障害の重い人、強度行動障害がある人、医療的ケアが必要な人、介護度の高い高齢者などが安心して利用できるホームはまったく足りていない状況にあります。ついては、一律の総量規制を行うのではなく、安易な事業の休止・廃止を防ぐためにも、サービスの質の担保を重視した事業指定の適正化と厳格化をご検討いただきますようお願いいたします。

5. 期中における臨時応急的な報酬の見直し（人件費・物価変動を除く）については今回限りとし、令和９年度定時改定に影響することがないようお願いいたします。

○ 一部サービスにおける新規事業所の基本報酬引下げや、就労継続支援Ｂ型事業の基本報酬区分の見直しなど、令和８年度に臨時応急的な見直しを実施することとされましたが、事業所の運営の根幹である基本報酬については、本来、前回改定の影響を検証したうえで３年ごとの定期改定においてに見直されるべきものと考えます。特に、就労継続支援Ｂ型事業の基本報酬の減額は、適切な運営を行っている事業所にも大きく影響するものであり、減額によるサービスの質の低下も懸念されます。

○ つきましては、期中改定における減額は今回限りとしていただくとともに、今回の単価は令和８年度に限るとされているところではありますが、令和９年度報酬改定の検討において令和８年度の減額後の単価が影響することがないよう、くれぐれもご配慮をお願い申し上げます。

令和８年３月６日

こども家庭庁　支援局
障害児支援課 課長　　今泉　　愛　様

公益財団法人　日本知的障害者福祉協会
会 長　　樋　口　幸　雄
児童発達支援部会
部会長　　北　川　聡　子

今後の障害児入所施設の在り方に関する意見・要望

日頃より障害児支援施策の推進にご尽力をいただき感謝申し上げます。

さて、「今後の障害児入所施設の在り方に関する検討会」において、社会的養護施策等との関係性も踏まえた障害児入所施設の役割の整理や支援の在り方についての整理・検討が進められ、このたび「今後の障害児入所施設の在り方に関する検討会報告書（案)」として取りまとめられましたが、社会的養護施策との関係性をはじめ、障害のあるこどもに対する支援施策をさらに推進・充実していただくため、今後の障害児入所施設の在り方について以下のとおり要望いたします。

１．措置・契約制度の取扱いについて

措置・契約制度の取扱いについては、措置と契約の判断基準が不明確で自治体によって運用にばらつきがあることや、家庭状況の変化に即して柔軟に措置と契約を切替えることが難しいこと、関係機関間の連携不足により迅速な対応が困難な点などが本会会員障害児入所施設からかねてより課題として指摘されています。

また、障害児入所施設を利用するこども、特に社会的養護が背景にある障害児については、児童相談所のしっかりとした関与は不可欠であり、措置・契約利用制度にかかる児童相談所の機能・役割の在り方などを抜本的に見直す必要があるという意見が多くあります。

実際、こどもの障害のために家庭での養育が難しくなり施設に預けたと思われる場合に「契約」になることが多く見受けられますが、どのような理由にせよ、こどもが家庭で暮らせないということは、謂わば、親の子育てが困難な状況ともいえます。こどもが家庭で暮らせない場合には、社会的養護＝措置として捉えるべきと考えます。

つきましては、措置は「公が責任を持ってこどもの養育に携わっていく制度である」という前提に立ち、責任ある対応をしていただきたいと考えます。

２．障害児入所施設の施策・制度の枠組みについて（措置・契約/社会的養護施策）

障害児入所施設の制度・枠組みについて、本会会員障害児入所施設に緊急アンケート調査を行ったところ、障害児入所施設についても児童養護施設等と同様に社会的養護施策の枠組み（こども家庭庁家庭福祉課所管）に位置付けたほうが良いという回答が約 60%ありまし

た。一方、現在の障害福祉施策の枠組み（こども家庭庁障害児支援課所管）を維持すべきとの回答は約25%で、その他が約16%という結果でした。

なお、社会的養護施策の枠組みに移行したほうが良いと回答した事業所にその理由を問うたところ、障害があっても同じこどもであるということが大前提であるということ、自治体における措置と契約の判断があいまいであること、児童養護施策の方が人員配置の面等において総合的に手厚いといった意見が多く見られました。

こども家庭庁においては、障害児も「こども」という視点で施策を展開するとされていますが、実際には障害児施策はこども施策と切り離されて展開されている印象があります。それを解消するためには、障害児施策もこども施策の枠組みとすることが大切です。

3．行動障害の状態が強く現れているこどもに対する支援について

行動障害の状態が著しく現れているこどもに対する支援については、報告書（案）において、「一時的に短期入所を利用し、生活場面におけるこどもをアセスメントすることにより、こどもの支援ニーズを把握するとともに、こどもの状態に応じた必要な支援を提供していくことも障害児入所施設が有する短期入所の重要な役割である」とされています。

しかし、すでに障害児入所施設で暮らしているこどもたちの「心の安全」を考慮すると、行動障害の状態が強く現れているこどもの受け入れに関してはかなりの配慮が必要となります。

そうした状況を踏まえると、通常の短期入所と、行動障害の状態が強く現れているこどもを受け入れる短期入所は分けて進めるべきと考えます。

つきましては、行動障害のあるこどもの受け入れは別の制度設計とし、報酬単価など環境整備も含めた対応をお願いいたします。

4．ケアニーズの高いこどもへの支援の強化について

ケアニーズの高いこどもについては、障害特性に加え、被虐待や逆境体験等によりケアニーズがより複雑化し高くなっています。ケアニーズは手厚い支援が必要なこどもととらえるならば、専門的な支援が必要な内容として、暴力・暴言、非行、自傷など様々ありますが、こうした状態像のこどもは福祉型障害児入所施設においても非常に増えているという実態があります。

障害児入所施設の職員は、強度行動障害児者への支援と同様に、ケアニーズの高いこどもへの専門的な支援（アタッチメント、パーマネンシー、トラウマインフォームドケア、逆境体験と保護体験の保障等）など、スペシャルニーズへの対応を身に付ける必要がありますので、人材育成と人員配置を手厚くする必要があると考えます。

5．障害児支援の人材確保・育成および職員配置基準の強化について

障害児入所施設における支援の在り方を検討するにあたり、人材確保・育成および職員配置は、すべての施策の実効性を担保するための前提条件です。現場では深刻な人材不足が継続しており、採用困難・離職増・夜間体制の逼迫等により、こどもの安全確保と支援の質の

維持が限界に近づいています。人材不足は、現場の努力や魅力発信のみでは解決できない構造的課題であり、国が責任を持って制度上の対応を講じる必要があります。

つきましては、国において、人材確保・定着を障害児入所施設施策の最重要課題として位置付け、実効性ある具体策を早急に講じるようお願いいたします。

6．こどもホーム（仮称）について

こどもホーム（仮称）の創設について提案されていますが、こどもホーム（仮称）を第二種社会福祉事業とした場合、株式会社をはじめとする様々な経営主体が参入してくることが想定されるため、支援の質をはじめとする事業の継続・安定性などに懸念があります。

こどもホーム（仮称）は小規模化で家庭的な環境を整えることが目的とされていますが、単に小規模であることのみをもってこどもホーム（仮称）として認可されることなどがないようにする必要があります。

つきましては、こどもホーム（仮称）は、原則として第一種社会福祉事業とする、もしくは第二種事業とする場合においても運営主体は社会福祉法人に限るとともに、第一種事業、第二種事業いずれの場合にも障害児施設･事業所の運営経験 10 年以上等の条件を付すなど、指定基準をはじめとするしっかりとした仕組みを構築するべきであると考えます。

7．ユニットケア（ケア単位の小規模化）について

家庭的養護の推進に向けて、ケア単位の小規模化（ユニット化）やサテライトの整備をすすめる必要があります。

つきましては、児童養護施設における地域小規模ケア型の建物を整備する際の補助金等と同様に、十分な予算措置をお願いいたします。

8．障害児入所施設における中核機能について

障害児入所施設は、これまでの経験や実績から、地域や里親を支援していくことや地域の支援力をサポートしていくことができると考えます。そのため、セーフティーネットとしての役割だけでなく、地域を支える仕組みを考え、障害児入所施設に積極的にその機能を持たせることが求められていると思います。

よって、障害児入所施設にも児童発達支援センターと同様に「中核機能」を持たせることが必要と考えます。

令和８年５月１９日

自由民主党　政務調査会
障害児者問題調査会
会　長　　髙　鳥　修　一　様

公益財団法人　日本知的障害者福祉協会
会　　長　　樋　　口　　幸　　雄

障害福祉従事者の処遇改善及び物価高騰対策に関する要望

日頃より、知的障害福祉の増進にご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

現在、障害福祉サービスを支える現場は、未曾有の物価高騰と深刻な人手不足という二重の苦境に立たされています。質の高いサービスを安定的に継続し、障害のある方々が将来にわたって安心・安全に暮らせる環境を守り抜くため、以下の通り要望いたしますので、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

1. 障害福祉分野と全産業平均の賃金水準の格差を解消するための早急な予算措置

障害福祉分野の賃金水準（所定内給与※25 万 9,900 円）は、全産業平均（同 33 万 400 円）と比べ、月額給与で７万円程度低い水準にあります。また、令和８年度の全産業（春闘）の賃上げ率は、5.05%（連合第５回集計結果）と、昨年度と同様に５％を超える水準とされていますが、障害福祉現場の賃上げ率はそれに追いついていません。

なお、本会を含む障害福祉関係８団体で４月末から５月上旬に実施した調査結果によれば、障害福祉分野の賃上げ額は令和８年度で 12,318 円、賃上げ率は 4.74%と、全産業平均に届かず、依然として大きな賃金格差があります。

障害福祉分野と全産業との賃金格差（月額７万円相当）を、早急に解消していただくようお願いします。

※所定内給与は、厚生労働省「賃金構造基本統計調査」の障害福祉分野の令和６年の金額に基づき算出（「障害福祉現場における賃上げ・物価高騰等の状況調査調査結果と提言・要望」障害関係８団体調査参照）

2. 人件費や物価の上昇が毎年報酬に反映される仕組みの導入

障害福祉サービスの報酬改定は３年に一度の周期で行われていますが、昨今の大幅な賃上げ基調と更なる物価高騰が今後も想定される中、現行の改定周期では全産業との格差は拡大する一方で、人材の流出も懸念されます。

人件費や物価については、毎年、障害福祉サービスの報酬に反映される仕組み、例えば全産業の賃上げや人事院勧告、物価指数等に連動する仕組み（賃金スライド制・物価スライド制）としていただくようお願いします。

3. 安心･安全かつ質の高い障害福祉サービスの提供を継続するための物価高騰対策

障害福祉サービス事業所は公定価格（障害福祉サービス等報酬）で運営されており、民間企業のような価格転嫁ができません。現在、多くの事業所では、食料品やエネルギー価格の上昇分を法人が持ち出し、あるいは利用者の負担増を避けるため、法人努力により切り詰めている状況にあります。

- **障害のある人の生活を守るため、現在の実勢価格を反映した「食費の基準費用額」「補足給付額」、および「食事提供体制加算」の大幅な引き上げをお願いします。**
- **障害福祉サービス事業所の安定的な事業継続が可能となるよう、光熱水費や燃料費、食材費等の高騰による経費増に対し、安心・安全なサービス提供体制を維持するための予算措置を早急に講じていただくようお願いします。**

4. 障害のある人の生活を守るための施設整備費の拡充

第8期障害福祉計画においては、障害者支援施設の居室の個室化やユニット化等の推進が明記され、グループホームについては施設からの移行先及び暮らしの場の選択肢として、障害のある人が安心して暮らすための質の高い住居の拡充が求められる中、施設整備費の需要は高まっています。

しかし、国および自治体が定める社会福祉施設等施設整備費の補助基準額と、実際の市場価格（実勢価格）との間には著しい乖離が生じており、特に、近年の円安やエネルギー価格の高騰に伴う建築資材の急騰、および建設業界の人手不足による労務費の上昇により、現在の基準額では設計通りの着工が困難なケースや、入札不調が相次いでいます。

社会福祉施設等施設整備費の補助基準単価の引き上げをお願いします。

令和８年１０月１日

社 会 福 祉 推 進 議 員 連 盟
会 長　 加 藤　 勝 信 様

公益財団法人　日本知的障害者福祉協会
会　 長　　 樋　 口　 幸　 雄

障害福祉従事者の処遇改善及び令和９年度報酬改定に関する要望

日頃より、知的障害福祉の増進にご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

現在、障害福祉サービスを支える現場は、未曾有の物価高騰と深刻な人手不足という二重の苦境に立たされています。質の高いサービスを安定的に継続し、障害のある方々が将来にわたって安心・安全に暮らせる環境を守り抜くため、以下の通り要望いたしますので、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

1. 障害福祉分野と全産業平均の賃金水準の格差を解消するための早急な予算措置

障害福祉分野の賃金水準（所定内給与※25 万 9,900 円）は、全産業平均（同 33 万 400 円）と比べ、月額給与で７万円程度低い水準にあります。また、令和８年度の全産業（春闘）の賃上げ率は、5.05%（連合第５回集計結果）と、昨年度と同様に５％を超える水準とされていますが、障害福祉現場の賃上げ率はそれに追いついていません。

なお、本会を含む障害福祉関係８団体で４月末から５月上旬に実施した調査結果によれば、障害福祉分野の賃上げ額は令和８年度で 12,318 円、賃上げ率は 4.74%と、全産業平均に届かず、依然として大きな賃金格差があります。

障害福祉分野と全産業との賃金格差（月額７万円相当）を、早急に解消していただくようお願いします。

※所定内給与は、厚生労働省「賃金構造基本統計調査」の障害福祉分野の令和６年の金額に基づき算出

2. 人件費や物価の上昇が毎年報酬に反映される仕組みの導入

障害福祉サービスの報酬改定は３年に一度の周期で行われていますが、昨今の大幅な賃上げ基調と更なる物価高騰が今後も想定される中、現行の改定周期では全産業との格差は拡大する一方で、人材の流出も懸念されます。

人件費や物価については、毎年、障害福祉サービスの報酬に反映される仕組み、例えば全産業の賃上げや人事院勧告、物価指数等に連動する仕組み（賃金スライド制・物価スライド制）としていただくようお願いします。

3. 安心･安全かつ質の高い障害福祉サービスの提供を継続するための物価高騰対策

障害福祉サービス事業所は公定価格（障害福祉サービス等報酬）で運営されており、民間企業のような価格転嫁ができません。現在、多くの事業所では、食料品やエネルギー価格の上昇分を法人が持ち出し、あるいは利用者の負担増を避けるため、法人努力により切り詰めている状況にあります。

- **障害のある人の生活を守るため、現在の実勢価格を反映した「食費の基準費用額」「補足給付額」、および「食事提供体制加算」の大幅な引き上げをお願いします。**
- **障害福祉サービス事業所の安定的な事業継続が可能となるよう、光熱水費や燃料費、食材費等の高騰による経費増に対し、安心・安全なサービス提供体制を維持するための予算措置を早急に講じていただくようお願いします。**

4. 障害のある人の生活を守るための施設整備費の拡充

第8期障害福祉計画においては、障害者支援施設の居室の個室化やユニット化等の推進が明記され、グループホームについては施設からの移行先及び暮らしの場の選択肢として、障害のある人が安心して暮らすための質の高い住居の拡充が求められる中、施設整備費の需要は高まっています。

また、国および自治体が定める社会福祉施設等施設整備費の補助基準額と、実際の市場価格（実勢価格）との間には著しい乖離が生じており、特に、近年の円安やエネルギー価格の高騰に伴う建築資材の急騰、および建設業界の人手不足による労務費の上昇により、現在の基準額では設計通りの着工が困難なケースや、入札不調が相次いでいます。

施設整備費については、障害者支援施設の居室の個室化等の推進や老朽化に伴う事業所の建て替えに係る費用の拡充と、補助基準単価の引上げをお願いします。

5. 質の高い事業所を適切に評価する令和9年度障害福祉報酬改定

令和９年度の報酬改定に向けた論点整理では、予算に限りがあるなかでメリハリの利いた報酬体系を目指すことが明記されました。昨今、新規参入に伴うサービスの質の低下も懸念されており、公平なルールの下で質の高い支援を提供する事業所を適切に評価する仕組みの構築が不可欠です。その際、「報酬の適正化」を理由に、質の高い支援を提供している事業所まで一律に引き下げられることがないよう、利用者・事業者双方が納得できる改定とすることが重要です。

また、「障害者の地域生活支援も踏まえた障害者支援施設の在り方に係る検討会」や「今後の障害児入所施設の在り方に関する検討会」の報告書に記載された個室化やユニットケア、地域移行の推進及び障害者支援施設における敷地外での活動の推進は、利用者の生活の質の向上につながる極めて重要な取り組みであることから、環境整備に注力している事業所を適切に評価し、確実なインセンティブが働く改定となることを期待します。

- **「質の向上」が適切に反映される改定としていただくようお願いします。**
- **「障害者の地域生活支援も踏まえた障害者支援施設の在り方に係る検討会」や「今後の障害児入所施設の在り方に関する検討会」の報告書の内容の実現に向けた改定としていただくようお願いします。**

令和８年１０月１９日

自由民主党　政務調査会
障害児者政策調査会
会長　髙鳥修一様

公益財団法人　日本知的障害者福祉協会
会　長　樋口幸雄

障害福祉従事者の処遇改善及び令和９年度報酬改定に関する要望

日頃より、知的障害福祉の増進にご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

現在、障害福祉サービスを支える現場は、未曾有の物価高騰と深刻な人手不足という二重の苦境に立たされています。質の高いサービスを安定的に継続し、障害のある方々が将来にわたって安心・安全に暮らせる環境を守り抜くため、以下の通り要望いたしますので、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

1. 障害福祉分野と全産業平均の賃金水準の格差を解消するための早急な予算措置

障害福祉分野の賃金水準（所定内給与※25万9,900円）は、全産業平均（同33万400円）と比べ、月額給与で７万円超低い水準にあります。また、令和８年度の全産業（春闘）の賃上げ率は、5.01%（連合最終集計結果）と、昨年度と同様に５%を超える水準とされていますが、障害福祉現場の賃上げ率はそれに追いついていません。

なお、本会を含む障害福祉関係８団体で９月中旬から10月上旬に実施した調査結果によれば、障害福祉分野の賃上げ額は令和８年度で12,318円、賃上げ率は4.74%と、全産業平均に届かず、依然として大きな賃金格差があります。

障害福祉分野と全産業との賃金格差（月額７万円超）を、早急に解消していただくようお願いします。

※所定内給与は、厚生労働省「賃金構造基本統計調査」の障害福祉分野の令和６年の金額に基づき算出

2. 人件費や物価の上昇が毎年報酬に反映される仕組みの導入

障害福祉サービスの報酬改定は３年に一度の周期で行われていますが、昨今の大幅な賃上げ基調と更なる物価高騰が今後も想定される中、現行の改定周期では全産業との格差は拡大する一方で、人材の流出も懸念されます。

人件費や物価については、毎年、障害福祉サービスの報酬に反映される仕組み、例えば全産業の賃上げや人事院勧告、物価指数等に連動する仕組み（賃金スライド制・物価スライド制）としていただくようお願いします。

3. 安心･安全かつ質の高い障害福祉サービスの提供を継続するための物価高騰対策

障害福祉サービス事業所は公定価格（障害福祉サービス等報酬）で運営されており、民間企業のような価格転嫁ができません。現在、多くの事業所では、食料品やエネルギー価格の上昇分を法人が持ち出し、あるいは利用者の負担増を避けるため、法人努力により切り詰めている状況にあります。

また、建築資材の高騰や民間賃貸住宅の家賃の値上げ等により、グループホームで暮らす障害者の家賃負担が重くなっています。

- **障害のある人の生活を守るため、現在の実勢価格を反映した「食費の基準費用額」「補足給付額」、および「食事提供体制加算」の大幅な引き上げをお願いします。**
- **障害のある方の地域生活を維持するため、グループホームの家賃補助の増額をお願いします。**
- **障害福祉サービス事業所の安定的な事業継続が可能となるよう、光熱水費や燃料費、食材費等の高騰による経費増に対し、安心・安全なサービス提供体制を維持するための予算措置を早急に講じていただくようお願いします。**

4. 質の高い事業所を適切に評価する令和9年度障害福祉報酬改定

（1）令和９年度の報酬改定の方向性について

障害福祉報酬改定検討チームの検討では、令和９年度改定について、予算に限りがあるなかでメリハリの利いた報酬体系を目指すとしています。昨今、新規参入に伴うサービスの質の低下が懸念されており、公平なルールの下で質の高い支援を提供する事業所を適切に評価する仕組みの構築が不可欠です。その際、「報酬の適正化」を理由に、質の高い支援を提供している事業所まで一律に報酬が引き下げられることがないよう、利用者・事業者双方が納得できる報酬改定とすることが重要です。

また、人材確保が困難な経営環境において、質の高い職員の確保・定着が強く求められています。雇用形態による不均衡の解消や職員の多様な働き方の推進、有給休暇の取得や研修への参加のしやすさを確保することは、事業所における必須条件となっています。

各事業所においては、可能な限りICTの導入等による業務効率化を推進していますが、導入に伴う初期費用だけでなく、維持管理に伴うランニングコストも恒常的に発生しており、経営の大きな負担となっています。

- **非常勤職員の有給休暇取得や研修会の参加時間について、常勤職員と同様に人員配置の常勤換算に算定できるよう、取扱いの見直しをお願いします。**
- **事業所の質を評価する「福祉専門職員配置等加算」について、有資格者の割合を評価する加算（Ⅰ）（Ⅱ）と、常勤率もしくは勤続３年以上の職員の割合を評価する加算（Ⅲ）の併給をすべてのサービスで可能とするとともに、現行加算（Ⅰ）を上回る高い有資格者割合を評価する上位区分の評価（加算）を新設するようお願いします。**
- **ICT化の推進に伴い恒常的に発生するランニングコスト（維持管理費用）を適切に評価する仕組みの導入をお願いします。**

（2）障害のある児者の暮らしの場について

「障害者の地域生活支援も踏まえた障害者支援施設の在り方に係る検討会」や「今後の障害児入所施設の在り方に関する検討会」の報告書に示された、個室化やユニットケアの導入、地域移行の推進、および障害者支援施設における敷地外での活動の推進は、利用者の生活の質の向上につながる極めて重要な取り組みです。

したがって、これらの環境整備に注力している事業所を適切に評価し、確実なインセンティブが働く改定となることを強く期待します。

- **上記両検討会の報告書内容（個室化やユニットケアの推進、地域移行の支援、障害者支援施設における敷地外活動の推進等）の着実な実現につながる改定としていただくようお願いします。**
- **上記の障害者支援施設の在り方検討会の報告書で必要性が記されている「サテライト的な施設」については、入所施設の小規模化の推進や、地域移行への段階的なステップの場、入所施設が持つ専門性の地域へ還元等の役割を担うと期待されることから、早急に「障害者支援施設のサテライト施設」の創設に向けた具体的な検討を進めていただくようお願いします。**

（3）就労系サービスの改定内容について

就労系サービスにおいては、営利法人を中心に事業所数が大幅に増加し、本来の制度趣旨に添わない事業運営を行う事業者も散見されるなど、質の低下が懸念されることから、今回示されている報酬改定の論点の多くは適正化に向けたものとなっています。この方向性（事業運営の適正化）は評価しますが、「報酬の適正化」により、真摯に取り組んでいる事業所の報酬まで下げられてしまうことを危惧します。また、不適切な事業運営を防ぐ観点から、運営規程への詳細な記載やホームページへの情報掲載の義務付けなどが提案されていますが、これらは事業所及び審査・確認を行う自治体双方にとって過度な事務負担となることが懸念されます。

なお、就労継続支援Ｂ型の基本報酬については、これまでの「平均工賃月額」による評価から、障害の重さ、活動時間、活動内容等を含む多様な視点での評価（多軸評価）への転換が示されています。

- **報酬の適正化により、真摯に取り組んでいる事業所にマイナスの影響が及ぶことがないよう、利用者本位の質の高い事業所を適切に評価し、確実なインセンティブが働く改定となるようお願いします。**
- **事業運営の適正化を求めるあまり、事業所現場にとって過度な事務負担や制度的制約とならないよう、十分な配慮をお願いします。**
- **事業運営の基盤となる基本報酬の算定基準の抜本的な見直しは、次年度の事業運営や収支の見通しを著しく困難にし、現場への影響が極めて大きいことから、段階的に行うなど慎重に進めていただくようお願いします。**

5.障害のある人の生活を守るための施設整備費の拡充

第8期障害福祉計画においては、障害者支援施設の居室の個室化やユニット化等の推進が明記され、グループホームについては施設からの移行先及び暮らしの場の選択肢として、障害のある人が安心して暮らすための質の高い住居の拡充が求められる中、施設整備費の需要は高まっています。

また、国および自治体が定める社会福祉施設等施設整備費の補助基準額と、実際の市場価格（実勢価格）との間には著しい乖離が生じており、特に、近年の円安やエネルギー価格の高騰に伴う建築資材の急騰、および建設業界の人手不足による労務費の上昇により、現在の基準額では設計通りの着工が困難なケースや、入札不調が相次いでいます。

施設整備費については、障害者支援施設の居室の個室化等の推進や老朽化に伴う事業所の建て替えに係る費用の拡充と、補助基準単価の引上げをお願いします。

令和８年１０月２６日

自由民主党
組織運動本部　厚生関係団体委員会委員長
　　安藤　たかお　様
政務調査会　厚生労働部会長
　　二木　博文　様

公益財団法人　日本知的障害者福祉協会
会　長　　樋　口　幸　雄

予算・税制並びに障害福祉政策等に関する要望

日頃より、知的障害福祉の増進にご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

現在、障害福祉サービスを支える現場は、未曾有の物価高騰と深刻な人手不足という二重の苦境に立たされています。質の高いサービスを安定的に継続し、障害のある方々が将来にわたって安心・安全に暮らせる環境を守り抜くため、予算・税制並びに障害福祉政策等について以下の通り要望いたしますので、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

1. 障害福祉分野と全産業平均の賃金水準の格差を解消するための早急な予算措置をお願いいたします。

障害福祉分野の賃金水準（所定内給与※25 万 9,900 円）は、全産業平均（同 33 万 400 円）と比べ、月額給与で 7.7 万円低い水準にあります。また、令和８年度の全産業（春闘）の賃上げ率は、5.01%（連合最終集計結果）と、昨年度と同様に５%を超える水準とされていますが、障害福祉現場の賃上げ率はそれに追いついていません。

なお、本会を含む障害福祉関係 8 団体で９月中旬から 10 月上旬に実施した調査結果によれば、障害福祉分野の賃上げ額は令和 8 年度で 12,318 円、賃上げ率は 4.74%と、全産業平均賃上げ額（16,400 円、5.01%）に届かず、依然として大きな賃金格差があることから、障害福祉分野と全産業との賃金格差を是正するための早急な予算措置をお願いいたします。

※所定内給与は、厚生労働省「賃金構造基本統計調査」の障害福祉分野の令和７年の金額に基づき算出

2. 人件費や物価の上昇が毎年報酬に反映される仕組み(賃金・物価スライド制)を導入していただくようお願いいたします。

障害福祉サービスの報酬改定は３年に一度の周期で行われていますが、昨今の大幅な賃上げ基調と更なる物価高騰が今後も想定される中、現行の改定周期では全産業との格差は拡大する一方で、人材の流出も懸念されます。

人件費や物価については、毎年、障害福祉サービスの報酬に反映される仕組み、例えば全産業の賃上げや人事院勧告、物価指数等に連動する仕組み（賃金スライド制・物価スライド制）としていただくようお願いします。

3. 安心・安全かつ質の高い障害福祉サービスを継続して提供するため、物価高騰を踏まえた予算措置をお願いいたします。

○　障害福祉サービス事業所は公定価格（障害福祉サービス等報酬）で運営されており、民間企業のような価格転嫁ができません。現在、多くの事業所では、食料品やエネルギー価格の上昇分を法人が持ち出し、あるいは利用者の負担増を避けるため、法人努力により切り詰めている状況にあることから、現在の実勢価格を反映した「食費の基準費用額」「補足給付額」、および「食事提供体制加算」の大幅な引き上げをお願いします。

○　物価の高騰により、多くの障害福祉サービス事業所の経費が継続的に増加しています。安心・安全かつ質の高い障害福祉サービスの提供を継続し、障害のある人が安心して暮らす環境を守るため、物価高騰に対する障害福祉サービス事業所等の負担軽減のための予算措置をお願いいたします。

○　建築資材の高騰や民間賃貸住宅の家賃の値上げ等により、グループホームで暮らす障害者の家賃負担が重くなっています。障害のある方の地域生活を維持するため、グループホームの家賃補助の増額をお願いします。

4. 令和９年度報酬改定が、質の高い事業所を適切に評価する改定となるよう、特段のご配慮をお願いいたします。

障害福祉報酬改定検討チームの検討では、令和９年度改定について、予算に限りがあるなかでメリハリの利いた報酬体系を目指すとしています。昨今、新規参入に伴うサービスの質の低下が懸念されており、公平なルールの下で質の高い支援を提供する事業所を適切に評価する仕組みの構築が不可欠です。その際、「報酬の適正化」を理由に、質の高い支援を提供している事業所まで一律に報酬が引き下げられることがないよう、利用者・事業者

双方が納得できる報酬改定としていただくようお願いいたします。

5. 障害のある人の暮らしの場の質の向上のため、施設整備費の拡充をお願いいたします。

第８期障害福祉計画においては、障害者支援施設の居室の個室化やユニット化等の推進が明記され、グループホームについては施設からの移行先及び暮らしの場の選択肢として、障害のある人が安心して暮らすための質の高い住居の拡充が求められる中、施設整備費の需要は高まっています。施設整備費については、障害者支援施設の居室の個室化等の推進や老朽化に伴う事業所の建て替えに係る費用、グループホームの整備費等の拡充をお願いします。

また、国および自治体が定める社会福祉施設等施設整備費の補助基準額と、実際の市場価格（実勢価格）との間には著しい乖離が生じており、特に、近年の円安やエネルギー価格の高騰に伴う建築資材の急騰、および建設業界の人手不足による労務費の上昇により、現在の基準額では設計通りの着工が困難なケースや、入札不調が相次いでいることから、補助基準単価の引上げをお願いします。